令和８年11月

「盛岡市薪ストーブ設置費補助事業」に関するＱ＆Ａ

１　制度について

Ｑ１　補助対象となるのはどんな人か

○薪ストーブを新たに設置しようとする「市民」もしくは「事業者」で、それぞれ下記に該当する方が対象です。

＜住宅向け＞	＜店舗向け＞
・盛岡市内に在住し、その住居に新たに薪ストーブを設置する者（居住予定の者も含む） ・市税の滞納が無い方 ・盛岡市暴力団排除条例第９条第１項各号に規定するいずれにも該当しない方	・盛岡市内の店舗に新たに薪ストーブを設置する事業者（既存・新規出店どちらも可） ・市税の滞納が無い方 ・盛岡市暴力団排除条例第９条第１項各号に規定するいずれにも該当しない方

Ｑ２　薪ストーブならすべて対象となる？

○対象となるのは、「二次燃焼機能」の付いた、備え付けの薪ストーブです。

○上記機能を有しない薪ストーブや、ポータブル薪ストーブ等は対象外です。

○ペレットストーブ、薪・ペレット兼用ストーブ、薪以外を燃料とするストーブも対象外です。

※二次燃焼機能・・・薪などを燃やすことによって発生するガスや煙に、暖かい空気を吹き付けて更に燃やす仕組みのこと。これにより不完全燃焼による煤などの発生が抑えられ、排煙がきれいになる効果があります。

Ｑ３　既に薪ストーブを購入している/設置工事を契約しているが、補助申請はできる？

○本事業は事前申請となります。そのため、発注（購入、契約）は交付決定後に行っていただく必要があります。

Ｑ４　補助対象経費は何か。

下記の経費の総額が補助対象経費となります。

○薪ストーブ本体（申請者が購入し、かつ、所有するものに限る）の購入に要する経費

○薪ストーブを設置するために要する排煙設備に係る工事費及びその他必要な設備の設置に係る経費

※薪棚や火バサミその他薪ストーブ周辺用具等の「備品類」は対象外です。

Ｑ５　補助額はどれくらいか

○補助額は次のとおりです。

	＜住宅向け＞	＜店舗向け＞
補助額	「対象経費総額の１/３」もしくは「上限額」　のいずれか低い方	
上限額	**最大 15 万円**	**最大 50 万円**

Q６ 補助を受ける条件は？

○条件は以下のとおりです。

＜共通＞

・補助を受けられる回数は１申請者につき１回までです。
・事前申請（＝補助交付決定前までに発注等を行っていない）です。
・補助を受けた場合、薪利用状況等に係るアンケート調査（年に１回）へのご協力いただきます。
・盛岡市内で産出される薪の利用に努めてください。
・過去に薪ストーブに対する同様の補助を受けていないこと。

＜住宅向け＞	＜店舗向け＞
・新築、既設住宅どちらも対象となります。 ・借家の場合は、居住しかつ所有者の同意が得られている場合は対象となります。 ・居住用ではない住宅（別荘など）への設置は対象外となります。 ・申請時点で市外に在住していても、申請の年度内に盛岡市内に転入する場合は対象となります。（「申立書」を別途提出）	・新規、既設店舗どちらも対象となります。 ・「事前審査申請書」による事前の審査を受け、補助対象者に選定される必要があります。（Q9～11 参照） ・テナント、賃貸物件も対象となります。（※貸主の同意が必要となります） ・消防法に基づく届出など、必要となる手続きを行っていることが必要となります。 ・所在地が盛岡市外の事業者でも、設置する店舗が盛岡市内であれば対象となります。

Q７ 【住宅向け】現在は市外に在住で、将来的に盛岡市内に引っ越し予定である場合は補助対象となるか。

○申請時点で盛岡市外に在住している方でも、申請年度内に盛岡市に転入する場合は、補助申請を行うことができます。（申請時に、申立書を添付してもらいます。）

Q８ 薪ストーブ設置に係る排煙設備の工事を、新築住宅/店舗の建築工事と一体的に行う予定だが、対象経費はどうなるか。

○薪ストーブ設置に係る設備分の費用について、内訳のわかる書類等により、申請してもらうこととなります。

○新築工事に薪ストーブ設置等費用が含まれる場合は、契約締結日＝薪ストーブ設置等の発注日と判断されますので、契約締結前に補助申請手続きを実施するようお願いします。（Q３参照）

Q９ 受付方法は？

○受付方法は下記のとおりです。

※住宅向けと店舗向けで異なりますのでご注意ください。
※事前申請となります。申請前にストーブ及び排煙設備の発注を行った場合は対象外となります。
※申請期間は Q13 を参照願います。

＜住宅向け＞	＜店舗向け＞
先着順での受付となります。	**「事前審査申請書」により申込みを行っていただきます。その後、審査で選定された事業者が、補助対象者となります。**

Q10 【店舗向けのみ】店舗向けだけ事前の審査があるのはなぜか。

○店舗向けの補助は、来店したお客様に対する薪ストーブの魅力の PR 効果を期待するものです。
そのため、事前審査申請書に基づき、より PR 効果の高い店舗を選定することとしています。

Q11 【店舗向けのみ】事前審査で審査される内容は何か。

○事前審査においては、PR 効果（薪ストーブの魅力をどのような形で、どれほどの人に対して）や、設置後の適切な管理・使用が見込めるか、といった観点で審査を実施し、その他事前審査申請書の記載内容も含め総合的に審査し、交付対象事業者を選定します。

Q12 補助金の交付後、薪ストーブを処分（転売、廃棄）するとどうなるか。

○薪ストーブを処分（転売、廃棄）又は使用停止する場合、補助金の返還を要する場合があります。
○補助事業者に選定された場合は、交付申請時に継続使用に係る「誓約書」を提出していただきます。

２　申請手続き等について

Q13 補助申請時期、申請方法はどのようになるか。

○申請期間は下記のとおりです。

	＜住宅向け＞	＜店舗向け＞
申請期間	**4 月 10 日～12 月 28 日**	**第 6 回　　11 月 2 日～11 月 30 日** ※第 7 回以降は、第 6 回での申し込み状況により別途設定予定（市 HP で公表します。）
	※予算額上限に達した時点で終了します。 ※申込状況は市 HP に掲載します。最新状況は電話でお問い合わせください。	
申請方法	「交付申請書」及び必要書類を提出してください。（Q14 参照）	① 「事前審査申請書」を提出してください。（Q9～11 参照） ② ①で補助事業者に選定されたら、「交付申請書」を提出してください。（Q14 参照）
手続き手順（※下線が申請者による手続き）	①交付申請書の提出 ②交付決定通知書 ③薪ストーブ購入・設置 ④完了報告書の提出 ⑤完了検査 ⑥補助金額確定通知書 ⑦請求書の提出 ⑧補助金の交付（振込）	①事前審査申請書の提出 ②審査 ③補助事業者選定・通知 ④交付申請書の提出 ⑤交付決定通知書 ⑥薪ストーブ購入・設置 ⑦完了報告書の提出 ⑧完了検査 ⑨補助金額確定通知書 ⑩請求書の提出 ⑪補助金の交付（振込）

Q14 補助金交付申請などの提出書類について

1　事前審査に係る書類【店舗向けのみ】

店舗への補助を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

・事前審査申請書（別紙の様式による。）
・設置予定店舗の位置図
・設置予定店舗の外装及び内装のわかる写真、イラスト等（新築の場合は、それに代わる書類）
・薪ストーブの仕様がわかる書類（見積書、カタログの写し）
・排煙設備の設置に係る図面等

※店舗向けは、事前審査で選定された後、以下の手続きを行います。

2　交付申請手続きに係る書類【住宅向け・店舗向け共通】

住宅向けの補助を受けようとする市民及び事前審査を受けて選定された事業者は、下記の書類を提出してください。

（1）補助金交付申請

・補助金交付申請書（様式第 1 号）
・事業計画書（様式第 2 号）
・収支計画書（様式第 3 号）
・対象経費の見積書写し
・薪ストーブの仕様がわかる書類（見積書、カタログの写し等）
・排煙設備の設置に係る図面等
・【住宅向けのみ】Q7 で掲げる今後市内に居住する予定である旨の申立書（別紙の様式による。）
・【店舗向けのみ】薪ストーブ継続使用に係る誓約書（別紙の様式による。）
・【店舗向けのみ】消費税相当額の取扱確認書（別紙の様式による。）

（2）変更申請

申請内容に変更が生じた場合、変更しようとする日から 14 日前までに提出してください。

・補助事業変更承認申請書（様式第 7 号）
・変更後の事業計画書（様式第 2 号）
・変更後の収支予算書（様式第 3 号）
・その他変更内容の根拠になる書類

（3）完了報告

設置完了後 14 日以内又は当該年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに提出してください。

・補助事業完了報告書（様式第 13 号）
・事業実績書（様式第 14 号）
・収支決算書（様式第 15 号）
・請求書又は領収書の写し
・設置後の薪ストーブ及び排煙設備の様子がわかる写真

※（3）の提出後、設置状況を確認するため、職員による完了検査を実施します。
実施日の日程調整等に別途ご対応を頂きますようお願いいたします。

（４）請求

補助金額確定通知書を受領した日から起算して 30 日以内に、「補助金交付請求書」（様式第 17 号）を提出してください。

（５）財産処分（転売、廃棄）を行う場合

補助金交付により設置した薪ストーブについてやむを得ず財産処分をする必要が生じた場合は、事前に林政課に連絡の上、処分を開始する日から 30 日前までに「財産処分承認申請書（様式第 21 号）」を提出してください。

３　その他

Q15【店舗向けのみ】補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額の取り扱いはどうなるのか。

補助対象者が課税事業者（簡易課税事業者を除く）の場合、原則として、消費税及び地方消費税の納付税額の計算において仕入税額控除される金額を差し引いた額での交付決定となります。

書類提出先・内容に関する問い合わせ先
〒020-8531
盛岡市若園町２番 18 号（若園町分庁舎 5F）
盛岡市　農林部　林政課
電話　019-626-7541
FAX　019-651-6248